

東彼杵町条例第 3 0 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（目的） 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条（育児休業法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに第１９条第１項から第３項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第１９条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１） （略） （２） 勤務日の日数 を考慮して町長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員 を除く。次条において同じ。） （第１号部分休業の承認） 第２０条 育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）	（目的） 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条及び第１５条（これらの規定を同法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに第１９条第１項及び第２項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第１９条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１） （略） （２） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。 ） （ 部分休業の承認） 第２０条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。

の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合で

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員

_____に対する_____部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間_____を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

〔新設〕

〔新設〕

<u>あって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u>	
<u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u>	[新設]
<u>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>	
<u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u>	[新設]
<u>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u>	
<u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u>	
<u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u>	
<u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u>	[新設]
<u>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u>	
<u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い)
第21条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務をしない場合には、職員の給与等に関する条例（昭和34年条例第14号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与等に関する条例第17条に規定する勤務1時</u>	第21条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務をしない場合には、職員の給与等に関する条例（昭和34年条例第14号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与等に関する条例第17条に規定する勤務1時

間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>第13条の規定は、部分休業において準用する。</u> _____ _____
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。